

富山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県小規模事業者事業継続力強化補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、小規模事業者の持続的な発展を推進するため、県内の商工会議所及び富山県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）が行う小規模事業者事業継続力強化事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	内容	補助金の額
小規模事業者事業継続力強化事業費	商工会議所等が小規模事業者（ただし、資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている場合や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は除く。）等に対し補助する事業（別表第1に掲げる事業に限る。）に係る当該小規模事業者等への補助金及び当該事業に要する事務費（印刷製本費、通信運搬費、旅費、施設等利用料、振込手数料）	予算の範囲内で知事が定める額

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第3条に規定する交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 積算の根拠となる資料
- (4) その他参考となる資料

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、規則及びこの要綱を遵守すること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の 10 パーセント以内の流用増減
- (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的の達成に資すると認められる変更
- (3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更
(実績報告書の添付書類)

第 7 条 規則第 12 条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 3 号）
- (2) 収支決算書（様式第 4 号）
- (3) 支援事業者の情報（様式第 5 号）
- (4) 支出の内容や根拠を示す資料
- (5) その他参考となる資料
(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還等)

第 8 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払の請求)

第 9 条 補助金の概算払を受けようとする場合は、様式第 6 号の請求書に別紙 1 による書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。ただし、法令に基づき当該情報を利用する場合は、この限りでない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(事業成果等の報告)

第 11 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業の完了後、必要に応じ、補助事業に係る成果や支援事業者の情報を報告させることができるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

商工会議所等が小規模事業者又は小規模事業者が組織する団体に対し補助する事業		
1 補助対象事業	小規模事業者又は小規模事業者が組織する団体が次のいずれかに取り組む事業（複数の事業者による共同申請も可）	
	(1) 計画策定枠	(2) 計画実行枠
	・事業継続力強化計画の策定	・事業継続力強化計画で必要とした設備の購入、設置 ・訓練の実施
2 補助対象経費	・事業継続力強化計画策定に係る費用 専門家謝金、専門家旅費、従業員旅費等	・事業継続力強化計画で必要とした設備の購入、設置経費 ① 機械及び装置 自家発電装置、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ、小型除雪機等 ② 建物付属設備 自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置(UPS)等 ③ 器具及び備品 土嚢、止水板、排水ポンプ、防水シート、制震・免震装置、簡易トイレ等 ※これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものは対象とするが、下記に該当すると県が判断するものについては対象外とする。 ・汎用性があり、目的外使用になるもの（パソコン、文房具、マスク、非常食等） ・想定されるリスクへの対策として適切でないもの ・代替場所として適切でない場所に設置する機械及び装置、器具及び備品 ・消防法や建築基準法で設置が義務付けられているもの ・同一の事業で他の補助金を受けて購入したもの ・訓練の実施に係る経費 会場使用料、講師謝金、講師旅費、研修費、印刷製本費、書籍購入費 等
※1 (1)、(2) は併用可能。 ※2 (1)の専門家は、認定経営革新等支援機関に限る。 ※3 (2)については、経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」を策定していることを申請の要件とする。		

3 補助率	2/3 以内	
4 補助上限額	小規模事業者が単独で実施する事業	
	20 万円	100 万円
	複数の事業者が共同で実施する事業	
	(1) 20 万円 (2) 100 万円に共同で申請する小規模事業者数を乗じて得た金額。 ただし、上限は(1)のみの場合 20 万円(2)のみの場合 500 万円、(1)、(2)併用の場合は 520 万円とする。	
5 補助事業の実施期間	商工会議所等が交付決定を行った日から、翌年 1 月 31 日までの間の事業完了日まで	
6 補助金の交付に付する条件等	(1) 事業の実施に当たっては、商工会議所又は商工会の指導等を受けて経営計画を策定するとともに、これに基づいて商工会議所又は商工会の支援を受けながら当該事業を実施すること。 (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、商工会議所会頭又は富山県商工会連合会会長（以下「会頭等」という。）の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでないこと。 ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額の 10 パーセント以内の流用増減 イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的の達成に資すると認められる変更 ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更 (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会頭等の承認を受けること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会頭等に報告して、その指示を受けること。 (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならないこと。 (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。 (7) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、経済産業大臣が別に定める期間を経過するまで、会頭等の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。 (8) 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならないこと。 (9) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。 (10) 商工会議所等は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を商工会議所等に納付させることができる。 (11) その他、令和 5 年度地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金に準じて報告、届出等を行うこと。	